

# 用語の解説

## <生産>

### ○ 市内総生産、市民所得

#### (1) 市内総生産

国における国内総生産（GDP = Gross Domestic Product）にあたるもので、一定期間内に市内で産出された価値（付加価値）の総額。

付加価値とは、生産にかかった額から中間投入（原材料費など）を控除した価値（利益）。

#### (2) 市民所得

国における国民所得（NI = National Income）にあたるもので、一定期間内に市民によって算出された価値（付加価値）。

### ○ 名目、実質

#### (1) 名目

額面どおり数値（時価）。

#### (2) 実質

「名目」から物価の変動分を除いた数値。

#### 【例】給料でパンを買おうとしたら…

	給料 	パン 	買える数 
昨年	1,000 円	@100 円	10 個
今年	1,600 円	@200 円	8 個

昨年から今年にかけて給料は上がったが、パンも値上がりしたため、10 個買えたパンが 8 個しか買えなくなってしまった。

	名目給料		当該年の物価		基準年の物価 (昨年)		実質給料
昨年	1,000 円	÷	100 円	×	100 円	=	1,000 円
今年	1,600 円		200 円				800 円

⇒ 実際の額面（名目）だけに着目すれば、給料は昨年に比べて 600 円上がっているが、物価の変動を加味すると、実質は 200 円下がったことになる。

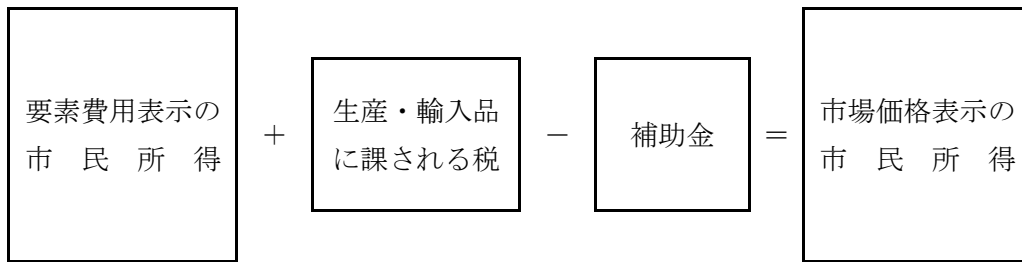
## ○ 市場価格表示、要素費用表示

### (1) 市場価格表示

市場取引価格（販売価格、売値）により評価したもの。税や補助金により価格が変動する。

### (2) 要素費用表示

生産のために必要とされる労働や資本などの生産要素に対して支払われた費用（賃金、利潤など）で評価したもの。市場価格表示から税や補助金による価格の変動を除いたもの。



## ○ 総生産、純生産

### (1) 固定資本減耗

建物や建築設備などの固定資産について、通常の使用に伴っておこる価値の減少（減価償却費）と、予見される火災や風水害などの偶発事故による損失（資本偶発損）を合わせた額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成。

### (2) 総（Gross）生産

固定資本減耗を含んで評価するもの。

### (3) 純（Net）生産

固定資本減耗を含まないで評価するもの。

### 【例】パン屋の場合…

10万円のオーブンを購入



パン

@100円（付加価値） 年間1万個



10年後に買い替え



@100円のパンを年間1万個作っているので、  
年間100万円の付加価値を生みだしている（総生産）。

10万円のオーブンを10年間使ったので、  
年間1万円の減耗を加味すると、年間99万円（純生産）。

## <分 配>

### ○ 雇用者報酬

生産活動から生じた付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額。

雇用者とは、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者で、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含む。

#### (1) 賃金・俸給

現金給与（所得税、社会保険料控除前）、現物給与、給与住宅差額家賃からなる。

給与住宅差額家賃とは、給与住宅（社宅、公務員住宅など）に実際に支払われた家賃と市場評価額の差額。

#### (2) 雇主の現実社会負担

社会保険や企業年金など、雇主から直接、社会保障基金や年金基金に支払われるもの。

#### (3) 雇主の帰属社会負担

社会保障基金や年金基金に含まれない退職一時金、生命・損害保険、公務災害補償費など、雇主自らが雇用者の福祉のために負担するもの。

### ○ 財産所得

一般政府（地方政府等）、家計、対家計民間非営利団体における利子・配当・賃貸料（土地の賃貸料、著作権・特許権使用料）などの受取と支払の差額。なお、賃貸料には構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものをサービスの販売（企業所得に含まれる）とみなし、財産所得には含まない。

#### (1) 一般政府（地方政府等）

地方公共団体、地方社会保障基金の総称。

#### (2) 対家計民間非営利団体

個人の自発的な団体。私立学校、宗教団体、労働組合などが該当。

### ○ 企業所得

営業余剰・混合所得に受取財産所得を加算し、支払財産所得を控除したもの。

営業余剰とは、生産活動に伴う所得であり、企業会計における営業利益に相当するもの。

混合所得とは、家計のうち個人企業の取り分。

#### (1) 持ち家

持ち家を借りた場合の帰属家賃分。

帰属家賃とは、自らが所有する住宅（持ち家）に居住した場合、本来、家賃は発生しないが、借家や借間と同様のサービスが生産、消費されるものと仮定して、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃。